

# セルフメディケーションとOTC医薬品について

## セルフメディケーションとは

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と世界保健機関(WHO)で定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、健康の維持、生活習慣病等の予防や改善・重症化予防、ひいては健康寿命の延伸を目指すこととなり、結果的に、医療費の節約につながります。

風邪をひいたときに風邪薬を飲む、小さな傷に絆創膏を貼るといったように、できることから始めてみましょう！



## OTC医薬品とは

薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる医薬品のことです。今までは「市販薬」と呼ばれていましたが、2007年より呼称が統一されました。



## セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーションを推進するため、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度として創設されました。この制度を活用するには一定条件が3つあります。

- ①確定申告する人が、所得税・住民税を納めている
- ②確定申告する人の世帯での、1月から12月までの1年間に、対象となるOTC医薬品を購入した合計額(税込)が12,000円を超えている
- ③確定申告する人が、下記の健診など、健康のための「一定の取り組み」をいずれかを受けていて、自身の健康増進や病気の予防に取り組んでいる(いずれか1つを受けていれば良いため、すべてを受ける必要はありません。)
  - (1)健康診査(特定健診・一般健診・人間ドック)など
  - (2)インフルエンザの予防接種など

※その他、詳細は厚労省・国税庁のホームページをご覧ください。

## 対象となる医薬品とは

セルフメディケーション税制の対象となるのは特定のOTC医薬品であり、ドラッグストア等で購入できる医薬品のすべてが対象となっているわけではありません。

具体的な本税制の対象OTC医薬品は厚生労働省のホームページに掲載しているほか、一部の製品については対象医薬品のパッケージにこの税制の対象であるマークを掲載しています。

